

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取り扱いについて

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、消費税及び地方消費税の税率の改正により、施行日（平成 2 6 年 4 月 1 日）以後に国内において事業者が行う課税資産の譲渡等に、改正後の税率による消費税及び地方消費税（消費税と途方消費税を合わせた税率は 8 %）が課税されることとされました。

ただし、消費税法改正法附則の規定に基づき、平成 8 年 1 0 月 1 日から平成 2 5 年 1 0 月 1 日の前日までの間に締結した工事請負契約等に基づき施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合は、当該課税資産の譲渡等については改正前の税率（消費税と途方消費税を合わせた税率は 5 %）が適用されることとなっております。

このため、国土交通省では、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取り扱いについて、別添のとおり関係機関へ通知した旨連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、地方公共団体に対しても適切な取り扱いについて要請がなされておりますことを申し添えます。